

Q1 平成19年度の税制改正で医療用機器等の特別償却制度が見直されたとのことですが、改正点を教えてください。

A

ポイント

医療用機器等の特別償却制度は、平成19年度の税制改正で下記見直しが行われ適用期限が平成21年3月31日まで2年間延長されました。

- (1) 療養病床等を介護老人保健施設等とするために増改築をした場合、基準取得価額の15%の特別償却ができる措置が新たに加えられた。
- (2) 救急医療用機器の特別償却率の上乗せ措置(20%)が廃止され、特定医療用建物の割増償却が除外された(但し、改正前に取得した機器、建物は改正前の規定を適用)。
- (3) 所有権移転外リース取引により取得してその用に供した医療用機器、介護老人保健施設等及び建替え病院用等建物は特別償却の対象から除かれます。

1. 平成19年度税制改正で見直された医療用機器等の特別償却制度と改正後の規定

医療用機器等の特別償却制度の対象は、医療用機器と建物及び附属設備に分かれますが、医療機器に関する規定である第12条の2及び第45条の2の各第1項については、その期限が平成21年3月31日まで2年間延長され、第二号(救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの20%)が削られ(救急医療用機器に対する特別償却の上乗せ措置が廃止されたわけです)、第三号が第二号となりました。

【改正後の措法第12条の2及び45条の2(医療用機器等の特別償却)第1項】

青色申告書を提出する個人又は法人で医療保健業を営むものが、昭和54年4月1日から平成21年3月31日までの間に、製作の後事業の用に供されたことのない次の医療用機器等を取得しこれをその営む事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した医療用機器等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の償却限度額は、普通償却限度額と特別償却限度額(取得価額に次に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

第一号	一台又は一基500万円以上の医療用の機械装置並びに器具備品	14%
第二号	医療の安全の確保に資する人工呼吸器等の機械装置並びに器具備品	20%

2. 医療用機器等の特別償却制度の建物関係の改正

(1) 措法第45条の2の第2項が改正され、次の措置が加えられました。

青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、その有する病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次

に掲げる施設の用に供されている部分を介護老人保健施設その他の特定施設とするための増改築をし、これを事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度におけるその介護老人保健施設等の償却限度額は、普通償却限度額と特別償却限度額（基準取得価額（取得価額×50%）の15%相当額）との合計額とする。

- 1 介護保険法第8条26項に規定する介護療養型医療施設の療養病床等（同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。）のうち従業者の人員、設備及び運営に関する基準に適合する病床に入院する患者のための施設
- 2 医療法に規定する療養病床に入院する患者のための施設

改正前の規定は、「平成3年4月1日から平成19年3月31日までの間に、介護療養型医療施設の療養病床等を新たに取得して事業の用に供した場合に普通償却限度額の8%の特別償却が5年間できる」ものでしたが、それが削除され上記の措置が加えられたものです。

(2) (1) の**特定施設の範囲**が、新たに次のとおり定められました（施行令第28条の10第3項）。

- 一 介護保険法に規定する**介護老人保健施設**
- 二 介護保険法に規定する事業所のうち小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を行う施設（**指定小規模多機能型居宅介護事業所**又は**指定認知症対応型共同生活介護事業所**）
- 三 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム（身体の機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものが入所する施設としての**ケアハウス**）
- 四 老人福祉法に規定する**有料老人ホーム**（一つの居室の定員は1人（処遇上必要な場合は2人）、一人当りの居室の床面積が13平方メートル以上の基準を満たすもの）

(3) (1) の規定の適用を受けるために必要な添付書類が、(2) に掲げる施設（介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、ケアハウス、有料老人ホーム）ごとに施行規則に規定されました。

(4) 建て替え病院用等建物の特別償却（措法第12条の3及び45条の2の各第2項、基準取得価額（取得価額×50%）の15%相当額）については、「所有権移転外リース取引により取得した建て替え病院用等建物をその用に供した場合を除き」を加え、平成21年3月31日まで適用期限が延長されました。

Q2 医療法改正によって、これからは、持分の定めのある医療法人は設立できなくなるのですか。また、新医療法による社団医療法人の新定款の、旧モデル定款との主な相違点を教えてください。

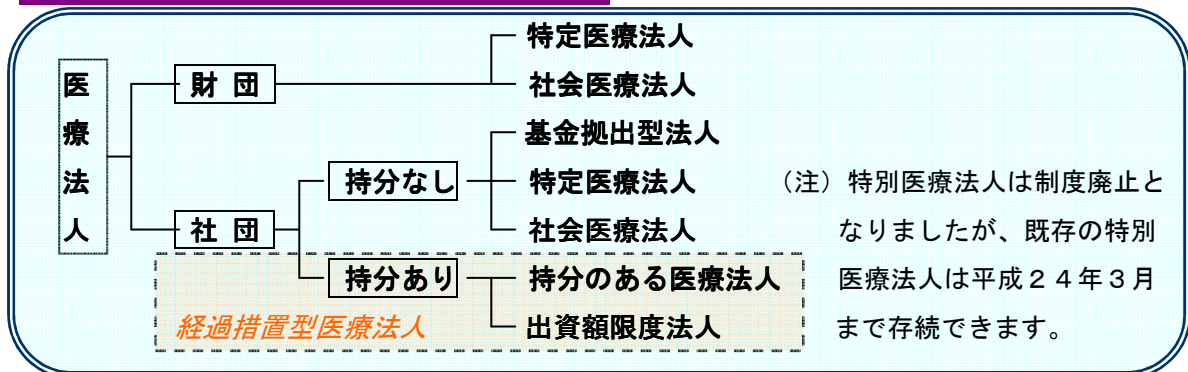
A ポイント

- (1) 新医療法が施行された平成19年4月1日から、持分の定めのある社団医療法人は設立できなくなり、医療法人の体系は、社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型法人と既存の持分の定めのある社団医療法人、出資額限度法人になります。
- (2) 公表された「社団新定款例」は、非営利性の徹底、運営の透明性の確保等から旧モデル定款とは大きく変更された部分があり、また、今後設立できる基金制度を採用する社団医療法人は新定款例に「基金の章」を追加することになります。

1. 新医療法施行後設立できる医療法人と医療法人の体系

- ① 医療法改正により、今後新規に設立できる医療法人は、財団医療法人又は持分の定めのない社団医療法人に限定され、新たに公益性の高い社会医療法人と拠出者が金銭等を拠出して設立する基金拠出型法人（社団医療法人）が法制度化されました。そして、基金拠出型法人においては、解散時の残余財産の帰属先が、国、地方公共団体、公的医療機関の開設者、都道府県医師会又は郡市区医師会、財団医療法人又は持分の定めのない社団医療法人のうちから選定されなければならないものとされました。
- ② 他方、持分の定めのある既存の社団医療法人（医療法人総数の98%を占める）の「解散時の残余財産分配請求権」については、経過措置として当分の間、持分に応じた財産権が認められ、改正医療法の上記①の規定によらず、旧医療法56条の規定（解散した場合の残余財産は、定款の定め ⇒ 払込済出資額に応じて分配する）によるとしています。

医療法人の類型（平成19年4月1日以降）



2. 新医療法施行後の社団医療法人の新定款例の主な改正点

- ① このほど公表された「社団定款例」では、下表のとおり出資払戻請求部分が削除され、事業報告書の作成及び監査報告書等との閲覧請求に備えるための事務所への備え置き、監事の職務の明記、臨時総会の招集、残余財産の分配など、旧モデル定款とは大きく変更された部分があります。
さらに、基金制度を採用する場合には、社団医療法人の定款例に「基金の章」を追加して、基金を引き受ける者の募集、返還義務、基金の返還、基金利息の禁止等についての記載が必要です。
- ② 既存の社団医療法人は、施行日である平成19年4月1日から1年以内に、新医療法施行に伴い必要となる定款変更認可申請を都道府県知事にしなければなりません。基金拠出型法人に移行しない場合には、下記定款例のうち「出資払戻請求」と「残余財産の分配」の箇所を除いて変更することになりますが、その際は公表された「社団定款例」を手本にするとよいでしょう。

- ③ 今後設立される一人医師医療法人をはじめとする多くの社団医療法人は、基金拋出型法人となりますが、「基金」とは、社団医療法人で持分の定めのないもの（社会医療法人、特定医療法人等を除く。）に拋出された金銭等であって、その医療法人が拋出者に対して定款に定めるところに従い返還義務を負うもので、剰余金の分配を目的にしないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るためのものです。

〔改正後〕社団医療法人の定款例（主な改正部分抜粋）	旧社団医療法人モデル定款
(削除)	第9条 社員資格を喪失した者は出資額に応じて払戻しを請求できる。
<p>第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合、閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p>	<p>第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</p>
<p>第19条4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務を監査すること。(2) 本社の財産の状況を監査すること。(3) 毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。(4)～(6) 省略</p>	<p>第19条5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>
<p>第23条 理事長は、必要があると認めるときはいつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを召集しなければならない。4 省略</p>	<p>第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p>
<p>第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。2 省略</p>	<p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p>
<p>第34条 本会社が解散した場合の残余財産は、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者 (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会 (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの</p>	<p>第34条 本会社が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。</p>